

小樽市とイオン株式会社との包括連携協定書

小樽市（以下、「甲」という。）とイオン株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携の下、官民協働により、地域活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協働事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- （1）地域活性化に関する事項
- （2）観光振興に関する事項
- （3）子ども、高齢者等の支援に関する事項
- （4）健康増進に関する事項
- （5）環境保全に関する事項
- （6）ICカード・デジタルの力等を活用した地域貢献に関する事項
- （7）災害対策・防災に関する事項
- （8）その他目的達成のために協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。また、連携事業を具体的に実施するに当たっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更又は解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、互いに知り得た相手方の秘密情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。この協定の有効期間が終了した後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

(合意管轄)

第8条 この協定に関わる訴訟については、札幌地方裁判所及び千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月28日

甲 北海道小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

迫 俊 哉

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役

吉 田 昭 夫